

令和3年度 上尾市における内部統制の試行運用に関する取組結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定を踏まえ、「上尾市内部統制試行運用ガイドライン」（令和3年8月策定）に基づき、令和3年度の上尾市における内部統制を試行的に実施し、その結果を次のとおりとりまとめた。

1 試行運用に関する全庁的な取組について

（1）試行運用の導入に関する取組

令和3年	4月	2日	庁議（試行運用に向けた検討の開始報告）
〃	4月	12日	次長会議（試行運用に向けた検討の開始報告）
〃	4月	19日	第1回内部統制の試行運用開始に向けた検討会議
〃	5月	11日	他自治体視察（朝霞市）
〃	5月	13日	第2回内部統制の試行運用開始に向けた検討会議
〃	5月	24日	次長会議（試行運用の検討状況の中間報告）
〃	6月	4日	第3回内部統制の試行運用開始に向けた検討会議
〃	6月	16日	第4回内部統制の試行運用開始に向けた検討会議
〃	7月	2日	第5回内部統制の試行運用開始に向けた検討会議
〃	7月	12日	次長会議（上尾市内部統制試行運用ガイドライン(案)の審議）
〃	8月		「上尾市内部統制試行運用ガイドライン」策定
〃	8月	2日	庁議（試行運用ガイドライン策定の報告）
〃	8月	10日	管理職研修「内部統制・コンプライアンス研修」開催
〃	8月	19日	「内部統制試行運用に係る職員説明会」開催
〃	8月	20日	
〃	8月	23日	令和3年9月定例会開会前全議員説明会（試行運用ガイドライン策定及び運用開始の報告）
〃	9月		内部統制試行運用対象所属によるリスク評価シートの確認及び調整

（2）試行運用の実施に関する取組

令和3年	10月	1日	内部統制試行運用対象所属によるリスク評価シートに基づく取組の実施開始
〃	11月	4日	「契約事務・出納事務に係る実務研修会」開催
令和4年	3月		内部統制試行運用対象所属による自己評価の実施及び推進部局に対するリスク評価シートの提出

2 各所属における事務レベルの内部統制について

(1) 評価手続

評価対象期間を令和3年10月1日から令和4年3月31日まで、評価基準日を令和4年3月31日として、契約及び出納に関する事務についての内部統制の評価を実施した。

(2) 評価結果

令和3年度における各所属のリスク評価シートに基づく取組について評価を実施した結果、次のとおり整備上の不備が4件、運用上の不備が1件あったが、そのうち重大な不備に該当するものはなかった。

よって、令和3年度における本市の事務レベルの内部統制は、有効に整備及び運用されていると判断した。

<整備上の不備の一覧>

「整備上の不備」とは、結果として不適切な事項が発生していないものの不適切な事項を生じさせる蓋然性が高いものをいい、このうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものは「重大な不備」に該当する。

不備の種類	不備なし	不備あり	重大な不備あり
件数	335件	4件(※)	0件

<運用上の不備の一覧>

「運用上の不備」とは、整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたものをいい、このうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたものは「重大な不備」に該当する。

不備の種類	不備なし	不備あり	重大な不備あり
件数	338件	1件(※)	0件

※ 判明したこれらの不備については、推進部局及び評価部局が対象所属に対しヒアリングを実施し、当該不備に対する是正を確認している。

3 今後に向けた取組

今回の取組で得た成果を基に、本市における内部統制をより実効性のあるものとして機能させるため、実施方法等について今後も継続的に検討を行うこととする。